

わいせつ行為等根絶行動指針

わいせつ行為等根絶 行動指針

令和元年11月11日
埼玉県教育委員会

わいせつ行為やみだらな性行為などは、身勝手に極めて悪質な行為であり、被害者に対して、取り返しのつかない深い傷を負わせることとなります。

ほんの一握りの教職員の行為であっても、こうしたことが相次いで発生すれば、長年築き上げてきた学校や教職員に対する信頼は一気に損なわれてしまいます。

また、こうした行為を起こし、懲戒免職となった教職員は、一生が台無しになります。さらに、氏名や顔写真が報道、流布される場合もあります。

教職員は児童・生徒を守り、成長を支えていく立場にあります。教育全体への信頼を裏切らないよう、いつ、いかなる場合にも、以下のことを常に意識し、教育者であることの自覚をもって行動してください。

- 1 児童・生徒と絶対に交際してはいけません。
児童生徒からの信頼や敬慕は「教育者としてのあなた」に対するものです。「恋愛感情」ではありません。
- 2 電子メールやSNSを使った児童・生徒との私的な連絡は、絶対に行ってはいけません。
電子メールやSNSの不適切な利用が発端となって、多くのわいせつ事件が発生しています。
また、こういった手段にはどんな危険が潜んでいるかわかりません。
- 3 私的なことであっても「おかしいと思ったこと」「気がかりなこと」は、迷うことなく管理職に伝え、相談してください。
また、言いにくいことであれば、次の相談窓口に通報してください。
 - (1) 「教職員コンプライアンス相談ホットライン」
(048-830-6629 月曜～金曜 午前9時～午後5時)
 - (2) 総務課人事担当 (048-830-6622 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時) (公益通報窓口)
 - (3) 県立学校人事課管理指導担当 (048-830-6726 同上) (公益通報窓口)
 - (4) 小中学校人事課管理指導担当 (048-830-6933 同上)